全科実例による社会保険

歯科診療

2017

平成29年

4月版

歯科保険研究会 編

購入者限定！ 3大無料特典付き

❶「歯科診療 2017電子版」

❷「歯科診療かな漢字変換辞書2017」

❸「更新情報メールサービス」

医歯薬出版株式会社

3 保険外併用療養費等の見直しについて

保険外併用療養費等の見直しが 2016 年 6 月 24 日付の通知により行われることとなったが，これは，表 6 に示すとおり，2 年前にとりまとめられた「日本再興戦略」改訂 2014（2014 年 6 月 24 日閣議決定）で，保険外併用療養費制度の拡充を行うことが示され，いわゆる選定療養については療養時のアメニティーを向上させることが提言されていることから，これを受け，選定療養についての意見募集が 2015 年 3 月〜5 月にかけて行われた．その後，2016 年 1 月の中医協で検討された結果を受け，制度の見直しが行われることとなった．

①保険外併用療養費の見直し

今回の見直しでは，保険外併用療養費については，表 7 に示すとおり，外来医療での特別の環境を提供していくため，いわゆる「差額診療室」が医科と同様に創設された．

主な条件はここに記載したが，厚生労働省の通知では，通常の診療室が空いていないための受診要請や他の患者よりも予約順位を優先する行為を禁止している．

②療養の給付と直接関係のないサービス等の取り扱いの見直し

今回の見直しでは，表 8 に示すとおり，有床義歯の名入れが新たに，患者さんからの費用

表 6　保険外併用療養費制度の大幅拡充に関する「日本再興戦略」改訂 2014 の提言部分

- 療養時のアメニティーの向上
- 選定療養について，対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築する．
- 定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを構築する．この際，「医療保険の給付と直接関係のないサービス」については，選定療養と峻別を行い，随時明確化を行うこととする．

表 7　選定療養の一部見直し

- **選定療養の一部見直し（抄）**
- **外来医療での特別の療養環境の提供（「差額診療室」創設）**
  - 患者の選択機会の拡大 ← 療養環境向上ニーズ
  - 診療時間が長期（概ね 1 時間以上）にわたる場合
  - 完全な個室環境が確保されるもの
  - 静穏な環境で受診できる設備構造の確保
- **特別の時間枠での予約診療の実施**

表 8　給付と直接関係のないサービスの見直し（2016 年 6 月 24 日）

- **新設**
  - 有床義歯の名入れ（刻印，プレート等の挿入）
- **従来から位置づけ**
  - 在宅医療における交通費
  - 日本語を理解できない患者の通訳料
  - 証明書代（例：外国人患者の自国保険請求の翻訳料）
  - 他院から借りたフィルムの郵送代　等

徴収を認められるようになった．

ここに示すとおり，従来から，日本語の理解できない患者さんへの通訳料や在宅診療の際の交通費等については，患者さんからの費用徴収が認められている．

保険外併用療養費制度について，2017 年 2 月 22 日の中医協で，3 月以降，再度選定療養について，提案・募集が行われ，提案の結果を踏まえ，中医協で議論がされる予定となっている．

4 2018 年の診療報酬改定に向けて

2016 年 12 月の中医協で配布された資料について，主に歯科に関わるものを抜粋して，**表 9** に示した．

また，今後の議論の動向を見極める必要があるが，検討項目には，かかりつけ歯科医機能強化や歯科訪問診療，医療と介護の連携による居宅での歯科訪問診療等の課題が示されるとともに，口腔疾患の重症化予防や口腔機能の低下への対応，生活の質に配慮した歯科医療等の項目が示されている．

ただし，持続可能性を高める対応から，薬価制度の抜本改革や医療技術の費用効果を踏ま

表 9　2018 年度の診療報酬改定に向けた検討項目と進め方
（2016 年 12 月 21 日中医協総会配布資料より一部抜粋）

2018 年度診療報酬改定に向けた主な検討項目
（1）医療機関の分化，連携の強化，地域包括ケアシステムの構築の推進 **①外来医療** ・かかりつけ医機能とかかりつけ歯科医機能 **②在宅医療** ・訪問診療，歯科訪問診療等 **③医療と介護の連携** ・居宅等における医療（訪問診療，歯科訪問診療等） **（2）患者の価値中心の安心・安全で質の高い医療の実現** ・患者や家族等への情報提供や相談支援 ・かかりつけ医機能とかかりつけ歯科医機能 **（3）重点分野，個別分野に係る質の高い医療提供の実現** ・口腔疾患の重症化予防，口腔機能低下への対応，生活の質に配慮した歯科医療 **（4）持続可能性を高める効果的・効率的な医療への対応** **①医薬品，医療機器等の適切な評価** ・薬価制度の抜本改革（保険医療材料価格制度の見直しを含む） ・医療技術の費用対効果の観点を踏まえた評価 ・新しい医療技術の保険適用 **②次世代の医療を担うサービスイノベーションの推進** ・ICT を活用した医療情報の共有の在り方 ・より効率的な共有・活用を推進するための医療の情報化等に資する取組の推進

5 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に関連する平成28年4月以降の確認事項

1 エナメル質初期う蝕管理加算の通知変更（平成 28 年 6 月 4 日付事務連絡）

エナメル質初期う蝕管理加算と同月の口腔内写真検査が可能に.

同月 OK

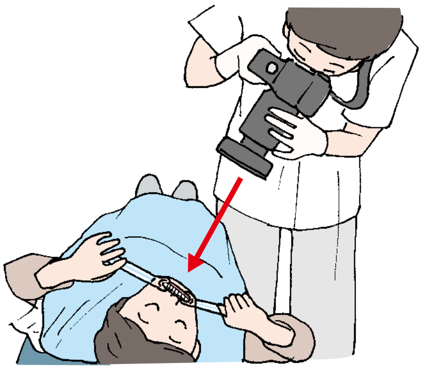

2 歯周病安定期治療（Ⅱ）の確認事項

・SPT（Ⅱ）に伴う口腔内カラー写真撮影方法の確認
（疑義解釈その 1　問 31 より）

初回全顎撮影 → 2 回目以降管理対象部位のみの撮影で可

2 回目からは
SPT の管理対象
部位のみで OK

3「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準に関する確認事項

・歯科訪問診療料と SPT の「算定延べ人数」とは，「算定延べ回数」と同義

Q 8 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出書添付様式において，歯科訪問診療料と歯周病安定期治療を算定した延べ人数を記載することになっているが，延べ人数と算定回数は同じ意味か.

A 8 その通り．算定回数を計数し合計することで，延べ人数になる.（日本歯科医師会 Q&A その 1 より）

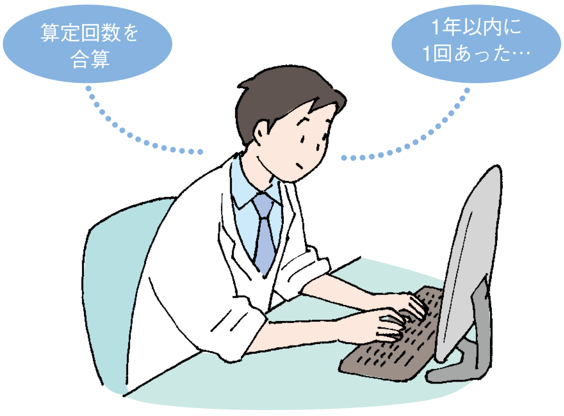

・歯科訪問診療料や SPT，補管は，1 年以内に算定の実績があること

Q17 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の通知の（1）において，「過去 1 年間に歯科訪問診療 1 又は 2，歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること.」とあるが，1 年間の算定実績が必要か.

A17 1 年未満であっても，歯科訪問診療 1 又は 2，歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料のそれぞれについて算定実績があればよい.（疑義解釈その 2 より）

新症例 1

再度の補綴時診断料（即時義歯→有床義歯内面適合法）

傷病名　3┼1 P_3→MT（7┼7 義歯増歯）　7┼7 MT（リソウ）

月日	部位	治療内容	点数	負担金
4/13		初診	234	
		歯科疾患管理料（患者同意，管理計画を作成，文書提供）	100+10	
		補診（概要図を用い，補綴物について説明，7—4│2—7 はすでに欠損であり，	90	❶
		下顎総義歯即時義歯製作の治療計画を示す．内容略）		
	7┼7	単 imp（アルジネート）	70	
		BT（中心位，パラフィンワックスにより咬合採得）	280	❷
4/20		再診　明細	45+1	
	3 2 1│1	OA・2%キシロカイン Ct 1.8 mL 浸麻	—	
		抜歯	150×4	
		処方せん（内容略）	68	
	7┼7	総義歯 set	2,372	❸ 摘
		人工歯　前・臼歯（レジン歯）	26+27	
		新製有床義歯管理料（文書提供，添付略）	230	
4/24		再診　明細	45+1	
	3 2 1│1	洗浄（J），創面清潔	—	
	7┼7	義歯調整	—	
		4 月分　実日数 3 日	計 4,199 点	

（明細書略）

月日	部位	治療内容	点数	負担金
5/18		再診　明細	45+1	
	7┼7	補診（概要図を用い，補綴物について説明，治療計画を示す）	70	❷
		有床義歯内面適合法（直接法）［6 カ月以内の有床義歯内面適合法］	615	❻ 摘
		歯リハ 1（疼痛の検査，義歯削合調整）	120	
		5 月分　実日数 1 日	計 851 点	

Q　補綴時診断料について，

①「2　補綴時診断（1 以外の場合）」を算定した日から起算して 3 月以内に，同一部位の有床義歯の新製に着手した場合には，「1　補綴時診断（新製の場合）」を算定できるか．

②増歯による有床義歯修理を行い「2　補綴時診断（1 以外の場合）」を算定した日から起算して 3 月以内において，同一部位の有床義歯に対して有床義歯内面適合法を行った場合には，「2　補綴診時断（1 以外の場合）」を算定できるか．

③「1　補綴時診断（新製の場合）」を算定した日から起算して 6 月以内に，同一部位の有床義歯に対して有床義歯内面適合法を行った場合の「2　補綴時診断（1 以外の場合）」は算定できるか．

A　①～③のいずれにおいても算定できる．　　（平成 28 年疑義解釈その 2　問 13）

保険解説

❶即時義歯

抜歯後を想定して模型上で有床義歯を製作したのち抜歯し，同時に装着する有床義歯（即時義歯）は認められる．ただし，即時義歯は長期的に使用できることが前提で，暫間義歯の給付は認められない．

❷補綴時診断料（1 装置につき）

1　新製の場合……………………………………90 点

2　1 以外の場合…………………………………70 点

①1 については，欠損補綴物を新たに製作する場合に算定する．

②2 については，有床義歯有床義歯修理または有床義歯内面適合法を実施した場合に算定する．

保険医療材料料は，所定点数に含まれる．

❸明細書の記載

「摘要」欄に“即時義歯”，または装着日が印象採得の翌月にわたる場合には，“即時義歯製作中”など

新症例

6

無歯顎者への在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

傷病名　7┬7 義歯ハセツ　摂食機能障害

月日	部位	治療内容	点数	負担金
4/8		歯科訪問診療 1（自宅　10：00〜11：20）	866+100	
		主　訴：入れ歯が割れた，飲みこみづらい		
		脳梗塞により通院困難．摂食嚥下障害あり．上顎は総義歯使用		
		急性対応（歯科用エンジン）	170	
		在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（10 歯未満）	350	❶
		かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	100	
	7┬7	有床義歯修理	466	
		ハセツ部を即時重合レジンにて修理		
		歯リハ 1　困難	120	
		摂食機能療法（10：40〜11：20）	—	
		嚥下状態確認，口唇状態，嚥下調整食指導		
		訪衛指（簡単）　11：20〜11：30	120	
4/14		歯科訪問診療 1（自宅　9：20〜10：30）	866+100	
		急性対応（歯科用エンジン）	170	
	7┬7	義歯調整	—	
		在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（10 歯未満）	350	
		かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	100	
		管理計画書に基づく治療効果確認．再度の指導		
		摂食機能療法（9：55〜10：30）	—	
		前回の指導による状況確認，再度，口唇状態，嚥下調整食指導		
		訪衛指（簡単）　10：30〜10：40	120	
		実日数 2 日	計3,998点	

Q　在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は，無歯顎者も対象になるのか．

A　摂食機能療法の対象となる患者については対象となる．　（平成 28 年疑義解釈その 1　問 21）

Q　在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料と訪問歯科衛生指導料を同日に算定することはできるか．

A　それぞれ算定要件を満たしている場合においては算定して差し支えない．この場合において，在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の時間に訪問歯科衛生指導料の時間は含まれない．　（平成 28 年疑義解釈その 1　問 23）

Q　「疑義解釈資料の送付について」（平成 28 年 3 月 31 日事務連絡）において，無歯顎患者に対しても在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の対象になることが示されたが，どの区分で算定するのか．

A　「1　10 歯未満」で算定する．　（平成 28 年疑義解釈その 2　問 2）

保険解説

❶在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（歯科医師　月 4 回まで）

1．10 歯未満……………………………350 点
2．10 歯以上 20 歯未満…………………450 点
3．20 歯以上……………………………550 点

①歯科訪問診療料算定患者で，摂食機能障害を有し，継続的に歯科疾患管理が必要なものに対して，当該患者またはその家族の同意を得て，歯科医師が口腔機能評価に基づく管理計画を作成し 30 分以上指導管理を行った場合に，月 4 回を限度に算定する．

②月に 1 回以上の摂食機能訓練を実施する．

③少なくとも 1 回は歯周病検査を実施する．ただし病状によりやむを得なければ病態の評価（歯肉の

診療報酬明細書

(歯科)　　平成 29 年 4 月分

都道府県番号　医療機関コード

3 歯科	1 社･国　3 後期	1 単独　2 2併　3 3併	2 本外　4 六外　6 家外	8 高外一　0 高外7
	2 公費　4 退職			

公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
保険者番号	
給付割合	10 9 8 7 ( )
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号	

氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 ・ ・ 生	特記事項：加算
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害	

届出：歯管・(歯援診)・(外来環)・(か強診)・医管・在歯管・う蝕無痛・特連・手術歯根・歯技工・在推進・歯CAD・歯リハ2

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名部位	7┼7 FD ハセツ　摂食機能障害
診療開始日	29 年 4 月 8 日
診療実日数	2 日(日)
転帰	治ゆ　死亡　中止

区分	内容	点
初診	時間外( ) 休日( ) 深夜( ) 乳( ) 乳・時間外( ) 乳・休日( ) 乳・深夜( ) 特( ) 特導( ) 特連( ) 特地( ) 外来環( )	
再診	× 時間外 × 休日 × 深夜 × 乳 × 乳・時間外 × 乳・休日 × 乳・深夜 × 特 × 再外来環 ×	
管理・リハ	歯管 ＋ ＋ ＋　義管 ・　実地指 ・　周 × ×　歯リ ·120·　その他	120
投薬・注射	内 屯 外 注　調 × ×　処方 ×　情 × ＋ ×　処 ×　注 × ×	
X線検査	全顎 枚　標 × ×　パ × ×　写 ×　S培 ×　EMR × × × ×　P混検 ×　顎運動 ×　P部検 ×　色調 ×　基本検査 × × ×　精密検査 × × ×　その他	
処置・手術	う蝕 ×　保護処置 × × ×　填塞 × ×　知覚過敏 × ×　咬調 × ×	
	抜髄 × × ×　感根処 × × ×　根貼 × × ×　根充 × × ×　加圧根充 × × × ＋ ×　生切 × ×　除去 × × ×　F局 ・ ・　T.cond ×　歯清	
	SC × ＋ × × ＋ ×　SRP 前 × 小 × 大 × 前 × 小 × 大 ×	
	PCur 前 × 小 × 大 × 前 × 小 × 大 ×　SPT(Ⅰ) ・ ・　SPT(Ⅱ) ・ ・　P処 ×　P基処	
	抜歯 乳 × 前 × ＋ × 臼 × ＋ × 埋 × ＋ ×　切開 × ×	
	その他　特定薬剤	
麻酔	伝麻 ×　浸麻 ×　その他	
歯冠修復及び欠損補綴	補診 × ×　維持管理 × × ×　印象 × × × × × × × × × ×	
	歯冠形成 (生活)(失活) 前 C 金ジ 乳 …　(窩洞)　咬合 × × × × × ×　試適 × × × ×　充形 × ＋ ×　修形 ×	
	支台築造 メタル 前小 × 大 ×　その他 前小 × 大 ×	
	金属歯冠修復 乳前銀 前小パ 前小ニ 大パ 大銀 大ニ　TeC ×　充填 × × × ×　硬ジ × ×　乳 × ×　修理 ×　充填材料 充Ⅰ 充Ⅱ	
	装着 × ＋ ×　歯CAD ×　装着材料 × ×　仮着 × ×　リテイナー × ×	
	ポンティック 鋳造 パ大 × パ小 × ニ × 銀 ×　裏装 パ前 × パ小 × 他 ×　Br装着 × ×　バー 鋳 パ × ニ ×　屈曲 不特 × 保 ×　前装 パ × ニ × 銀 ×	
	有床義歯 1〜4歯 × 5〜8歯 × 9〜11歯 × 12〜14歯 × 総義歯 ×　床適合 × × × × ×　鋳造鉤 14K 双大 双小 腕大 腕大小 腕前 パ …　線鉤 14K 双 レスト アリ　不特 双 レストアリ　レストナシ フックスパー　ニ 双 腕　床修理 466×1 ＋ × ＋ ×　人工歯	466
	その他	
その他	訪問診療1　866×2　患家診療時間加算　100×2　急性対応　170×2　訪問口腔リハ　350×2　か強診　100×2 訪衛指簡　120×2	3,412

合計	3,998 点
公費分点数	請求 点　決定 ※ 点
決定	※ 点
患者負担額(公費)	円
高額療養費	※ 円
一部負担金額	減額 割(円) 免除・支払猶予 円

摘要
自宅　脳梗塞後遺症により通院困難
4/8　10：00〜11：20　　訪衛指簡　4/8　11：20〜13：30
4/14　9：20〜10：30　　4/14　10：30〜10：40